

令和 2 年 9 月 1 日
住宅局 住宅生産課

改正建築物省エネ法が令和 3 年 4 月 1 日から施行されます

～改正建築物省エネ法の内容について学べるオンライン講座も開設しております～

昨年 5 月 17 日に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 号）」の施行に関し、施行期日を定める政令及び施行令の一部を改正する政令が、本日、閣議決定され、改正法が令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

1. 今回施行される改正法の概要

①中規模のオフィスビル等の基準適合義務の対象への追加

省エネ基準への適合を建築確認の要件とする特定建築物の規模について、非住宅部分の床面積の合計の下限を 2000 m²から 300 m²に引き下げ、基準適合義務の対象範囲を拡大する。

②戸建住宅等の設計者から建築主への説明義務制度の創設

小規模*の住宅・建築物の設計を行う際に、建築士が建築主に対して、省エネ基準への適合の可否等を評価・説明することを義務付ける制度を創設する。

※：小規模：床面積の合計が 300 m²未満（10 m²以下のものは除く。）

③地方公共団体の条例による省エネ基準の強化

地方公共団体が、その地方の自然的社会的条件の特殊性に応じて、省エネ基準のみでは省エネ性能を確保することが困難であると認める場合において、条例で、省エネ基準を強化できることとする。

2. 改正法の施行日

令和 3 年 4 月 1 日

※なお、政令の公布日は令和 2 年 9 月 4 日です。

3. オンライン講座の開設について

別紙のとおり、改正法の内容を動画にて説明する web サイトを本日より開設しました。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、本年は対面での説明会は開催致しませんので関係者の方は必ずご確認ください。 <https://shoenehou-online.jp/>

<問い合わせ先>

国土交通省 住宅局 住宅生産課 建築環境企画室

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8940（直通）、FAX：03-5253-1629

改正の内容について 課長補佐 上野（内線 39-452）

オンライン講座について 課長補佐 平田（内線 39-429）